

大町市上下水道事業審議会の情報公開等について

第1回審議会において、情報公開等の取扱いについて、委員の皆様からご意見をいただき確認しましたとおり、大町市情報公開条例第7条に基づきまして、大町市上下水道事業審議会の情報公開等につきましては、下記のと通りの取扱いとしますので、ご確認ください。

1. 第三者の審議会傍聴について

誰でも全ての審議会の傍聴を認める

しかし、審議事項における傍聴は認めない

2. 審議資料・議事録等の文書の公開時期について（公文書公開請求のあった場合）

審議途中は公開せず、答申終了後、すべてを公開する

3. 議事録の公開内容について

委員名を仮名にして表記する。

例）A委員 ・ ・ ・ ・ ・

 B委員 ・ ・ ・ ・ ・

※なお、議事録作成にあたっては、毎回の審議会終了後、事務局で議事録（案）を作成し、すべての委員に送付して内容をご確認いただき、加筆・修正等の意見を出していただいた上で、正式な議事録にし、次回審議会の冒頭で、審議会の上承をいただく予定です。

参 考

大町市情報公開条例

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 略

1 趣旨

市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は狭義に関する情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され市民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすものがあります。このため、本号では、このような情報を非公開とすることとしたものです。

2 解釈

○「**審議、検討又は協議に関する情報**」とは、市の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定が行われるまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は市の機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、さまざま審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成、又は取得された情報をいいます。

○「**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ**」とは、それぞれに「不当」としての文言を付していることから明らかなとおり、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が重大であり、非公開とすることに合理性が認められる場合を意味します。予想される支障が「不当」かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較考慮したうえで判断されます。

3 運用

本号で想定される誤解・混乱は、当該情報が審議・検討段階の未成熟なものであることを十分に周知徹底させたくて公開すれば、かなりの程度回避し得ると思われます。また、早期の段階で計画案が公表されることに伴い、議論が紛糾することを直ちに混乱と決め付けるべきではありません。

市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった市の意思決定等にかかわる情報は、どの時点で公開すべきか慎重に判断し、可能な限り公表されることが望まれます。